

今号の主な内容	
2面	建物の診断結果をご報告ください
3面	平成27年度～29年度の介護保険料を決定
4・5面	国民健康保険のお知らせ 幼児サークルのご利用を
8面	応援します 新宿の産業 4月26日(日)は新宿区議会議員選挙

広報 しんじゅく

「新宿力」で創造する、
やすらぎとにぎわいのまち
平成27年(2015年)
4・15
第2136号

しんじゅくコール
☎03(3209)9999 FAX03(3209)9900
土・日曜日、夜間もご案内 午前8時～午後10時

発行 新宿区 編集 区政情報課 (毎月5・15・25日発行)
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 ☎03(3209)1111
ホームページ <http://www.city.shinjuku.lg.jp/>
携帯電話版 <http://www.city.shinjuku.lg.jp/m/>

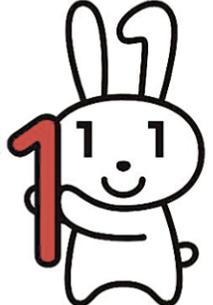


携帯電話用二次元コード

平成27年10月から

社会保障・税番号制度 (マイナンバー制度) が始まります

マイナンバー制度について、今後「広報しんじゅく」で定期的にお知らせしていきます。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

10月から住民票を有する全ての方に12桁の個人番号(マイナンバー)を付番し、来年1月から社会保障・税・災害対策の行政手続きでマイナンバーの活用が始まります。

マイナンバーを活用することで、各行政機関が保有する個人の情報が「同じ人の情報である」と確認できるようになります。これにより、さまざまな手続きに必要な個人の情報を行政機関の間で照会・提供することが可能となり、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現、行政の効率化を図ります。

27年度、新宿区は税や国民健康保険などに関する事務で、マイナンバーの利用に向けた準備を進めていきます。今回は、制度の流れや個人情報の取り扱い(2面)等をお知らせします。マイナンバー制度に関して、今後「広報しんじゅく」で定期的にお知らせしていきます。

【問合せ】▶制度について…企画政策課(本庁舎3階)☎(5273)3894・FAX(5272)5500、▶通知カードの送付、個人番号カードの交付について…戸籍住民課調整係(本庁舎1階)☎(5273)4348・FAX(3209)1728へ。

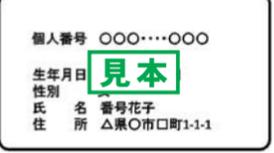
番号制度導入のスケジュール

10月
から

●マイナンバーを通知します

住民票を有する全ての方の住所あてに、12桁の個人番号(マイナンバー)が記載された通知カード(右図)を簡易書留で郵送します。

※住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、お住まいの区市町村へ住民票の異動をお願いします。



通知カード(案)

28年
1月
から

●希望者に個人番号カード(下図)を交付します

このカードは顔写真付きのICカードで、本人確認のための身分証明書としても利用することができます。

※27年10月、通知カードが送付される際に、個人番号カード交付申請書を同封します。申請した方に順次、区役所の窓口で本人確認の上、交付します。



個人番号カード(表)



個人番号カード(裏)

マイナンバー制度が導入されると

国民の利便性の向上

- 面倒な手続きが簡単になります
社会保障サービスなどの申請時に必要な書類(課税証明書等)の添付が省略できるようになるなど、皆さんの負担が軽減されます。

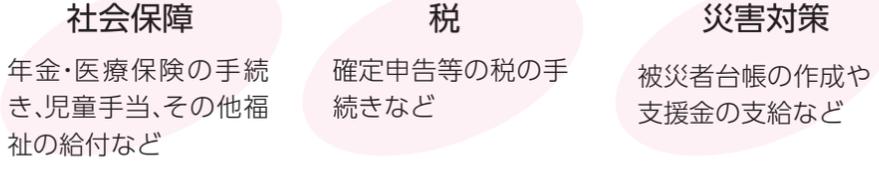
公平・公正な社会の実現

- 的確な行政サービスを提供します
行政機関が所得状況やサービスの受給状況を正確に把握できるようになるため、必要な方にきめ細やかな行政サービスを提供します。

行政の効率化

- 手続きが正確で早くなります
マイナンバーを使って行政機関や地方公共団体などの間で情報を照会・提供することにより、これまでよりも手続きに要する時間が短縮でき、行政事務が効率化されます。

●社会保障・税・災害対策の行政手続きで順次、マイナンバーが必要になります



29年
1月
から

- 国の機関の間で情報の照会・提供を開始します
- (仮称)マイ・ポータル(情報提供等記録開示システム)が稼働する予定です

(仮称)マイ・ポータルでは個人情報のやりとりの記録が、自宅等のパソコンから確認できるようになる予定です。

29年
7月
から

- 地方公共団体等との間でも情報の照会・提供を開始します

コラム 新宿の未来のために!

新宿区ホームページ「区長の部屋」で写真日誌も公開しています

いよいよ平成27年度がスタートしました。新宿区でも、4月1日に88名の新規職員が入区し、区民生活を支える一員となりました。私自身も、職員とともに多くの経験や情報を得て、区民サービスの向上に努め、暮らしやすさ一番の新宿の実現に邁進します。▼今年、

区長 古住 健一
よしずみ けんいち

東京は平年より3日早く、3月23日に桜が開花しました。区内には、新宿御苑や外濠など桜の見所が随所にあります。中でも早稲田地域の神田川沿いの桜は見事であり、多くの人が訪れる名所となっています。この名所一帯で今月5日、毎年恒例の「神田川・早稲田さくらまつり」が開催されました。今年はいよいよの天気でしたが、桜と神田川がコラボした見事な情景を見ようと、区内外から多くの人が訪れました。▼こうした区内各所にある魅力のスポットを世界に発信して、新たな賑わいを創出しながら、地域の活力を高めていきたいと思えます。▼さて、明日16日に歌舞伎町で、新セントラルロード及び新宿東宝ビルの完成記念イベントが開催されます。新宿東宝ビルは、約2千300席のシネマコンプレックスと970室のホテルが来街者をお迎えし、8階テラスには実物大のゴジラヘッドが出現するなど、新たなランドマークとなるものです。歩きやすくなったセントラルロードのリニューアルと相まって、さらなる賑わいの創出とまちの発展を大いに期待しています。▼また、4月1日から「新宿区危険ドラッグその他の危険薬物撲滅条例」を施行し、歌舞伎町を含めた新宿駅周辺で、密引き防止対策とあわせて地元商店街の皆様や警察とパトロールを行うなど、安全・安心の取り組みを強化しています。▼これからも、安全・安心はもとより、新宿区がもつ様々な魅力に磨きをかけ、世界中から多くの人が何度も訪れたい「賑わい都市新宿」の創造に、区民の皆様や事業者の皆様と力を合わせ、ALL新宿で取り組んでまいります。

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)

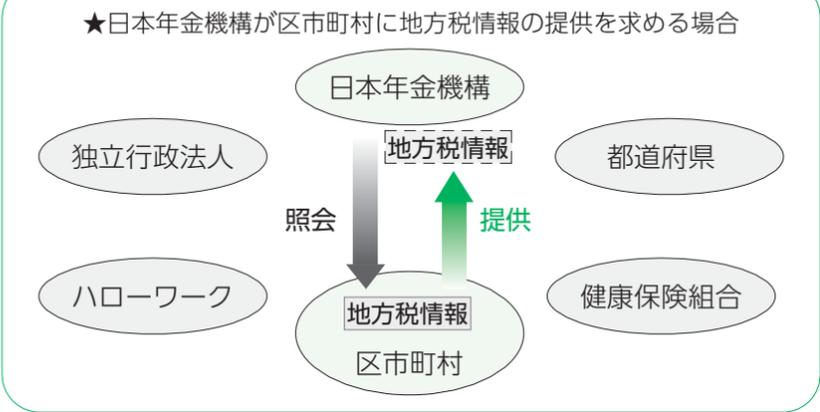
個人情報 を 適正 に 取り扱います

個人情報の流出や不正使用を防止するため、皆さんの個人情報を厳格に保護します。

システムから見た個人情報保護

- ▶ 個人情報はこれまでと同様に分散して各行政機関が保有します。
- ✕ 個人情報を特定の機関に集約し、その集約した個人情報を各行政機関が閲覧することができる「一元管理」ではありません。
- 個人情報は各行政機関で保有し、他の機関の個人情報が必要になった場合には、ネットワークシステムを使用して、情報の照会・提供を行うことができる「分散管理」です。

分散管理のイメージ



- ▶ 情報の照会・提供には、個人番号(マイナンバー)をそのまま使うのではなく、符号に変換して使用します。また、通信データも暗号化します。
- ▶ ネットワークシステムにアクセスできる人を制限・管理します。

マイナンバー制度から見た個人情報保護

- ▶ 個人番号を利用する行政事務は、法律や条例で定められたものに限定され、それ以外での使用や提供は禁じられます。
- ▶ 個人番号を取り扱う者が不当に情報の提供や保有等をした場合の罰則を強化しています。
- ▶ 国は、独立した第三者機関(特定個人情報保護委員会)を設置し、行政機関等を監視・監督します。
- ▶ (仮称)マイ・ポータルを使用し、自宅等のパソコンから、自分の特定個人情報(個人番号を含む個人情報)が、いつ、他の機関へ提供・照会されたかを確認できるようになる予定です。
- ▶ 特定個人情報が含まれる電子データを保有して業務を行う場合、特定個人情報保護評価を実施し、情報の漏えいやその他の事故等が起こるリスクの分析を行い、そのリスクを軽減するための措置を講じます。

問い合わせ

マイナンバー制度に関する疑問などにお答えするため、内閣府がコールセンター、ホームページを開設しています。

●● コールセンター ●●

(全国共通ナビダイヤル。通話料がかかります)

日本語対応 ☎0570(20)0178

外国語対応 ☎0570(20)0291

【開設日時】月～金曜日(祝日・年末年始を除く)、午前9時30分～午後5時30分

●● ホームページ ●●

内閣官房ホームページ

(社会保障・税番号制度)

☎http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html

政府広報オンライン

(マイナンバー特集ページ)

☎http://www.gov-online.go.jp/tokusyuu/mynumber/index.html

マイナンバー制度をかたる不審な電話にご注意を

マイナンバー制度に関して、国や区から電話で個人情報の照会をすることはありません。「おかしいな」と思ったら、すぐに110番するか、お近くの警察署に連絡してください。

建物の診断結果をご報告ください 外壁・看板の落下による事故が発生しています

特殊建築物・建築設備・昇降機には定期的な調査・検査が義務付けられています

建築物等は、劣化による外壁・看板等の落下や、地震等での大きな被害を未然に防ぐため、適切に維持管理することが必要です。不特定多数の方が利用する特殊建築物、換気設備などの建築設備、エレベーターなどの昇降機の所有者・管理者には、1年または3年に1回、構造や設備等を調査・検査し、結果を基準法で義務付けられて

います(敷地内に延べ面積1万㎡を超える建築物がある場合は東京都へ報告)。利用者の安全確保のためにも、定期的な調査・検査と報告をお願いします。【27年度の報告の対象】右表の特殊建築物等の①、⑤、⑩、⑬の建築設備、⑬の昇降機等に該当する建築物等

【報告内容】防火や避難時の有者・管理者等

【問合せ】建築調整課(本庁舎8階) ☎(5273)4222 ☎(3209)9222

用途	定期報告の対象となる規模	報告時期(下記※1)
①劇場・映画館・演芸場	用途の床面積が200㎡を超えるもの(用途が1階にない建築物は100㎡を超えるもの)	【毎年報告】 11月1日～翌年1月31日 27年度の調査・報告が必要
②観覧場(屋外観覧席のものを除く)・公会堂・集会場	3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるもの、または用途の床面積が200㎡を超えるもの(平屋建てで客席および集会室の床面積の合計が400㎡未満の集会場を除く)	
③旅館・ホテル	3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるもので、用途の床面積が3,000㎡(旅館、ホテルは2,000㎡)を超えるもの	
④百貨店・マーケット・勝馬投票券発売所・場外車券売場・物品販売業を営む店舗	用途の床面積が1,500㎡を超えるもの	
⑤地下街	用途の床面積が100㎡を超えるもの、または用途の床面積が300㎡を超えるもの(平屋建てで床面積の合計が500㎡未満のものを除く)	
⑥病院・診療所(患者の収容施設があるものに限る)・児童福祉施設等	3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるもの、または用途の床面積が300㎡を超えるもの(平屋建てで床面積の合計が500㎡未満のものを除く)	【3年ごとの報告】 28年5月1日～10月31日
⑦旅館・ホテル(③を除く)	3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるもの、または用途の床面積が2,000㎡を超えるもの	
⑧学校・体育館	5階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるもので、用途の床面積が1,000㎡を超えるもの	【3年ごとの報告】 29年5月1日～10月31日
⑨博物館・美術館・図書館・ボウリング場・スキー場・スケート場・水泳場・スポーツの練習場	3階以上(⑩は地下または3階以上)にある用途の床面積が100㎡を超えるもの、または用途の床面積が500㎡を超えるもの	
⑩下宿・共同住宅・寄宿舎の用途と、この表(⑭を除く)の用途の複合建築物	用途の床面積が1,000㎡を超えるもの(5階建て以上の建築物で延べ面積が2,000㎡を超えるものうち、3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるものに限る)	
⑪百貨店・マーケット・勝馬投票券発売所・場外車券売場・物品販売業を営む店舗(④を除く)	5階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるもの	【3年ごとの報告】 27年5月1日～10月31日 27年度の調査・報告が必要
⑫展示場・キャバレー・カフェ・ナイトクラブ・バー・ダンスホール・遊技場・公衆浴場・待合・料理店・飲食店		
⑬複合用途建築物(⑩⑭を除く)		【毎年報告】 前年の報告日の翌日から起算して1年を経過する日まで(遊戯施設等は6か月ごとに報告) 27年度の調査・報告が必要
⑭事務所・その他これに類するもの	上記①～⑬の特殊建築物等に設置するもの ※3	
⑮下宿・共同住宅・寄宿舎		
⑯換気設備(自然換気設備を除く) ※2 排煙設備(排煙機・送風機があるもの) 非常用の照明装置 給排水配管設備(給水タンク等を設置するもの)		
⑰エレベーター(工場などの労働安全衛生法の性能検査を受けているものを除く) エスカレーター 小荷物専用昇降機(テーブルタイプを除く) 遊戯施設等(乗用エレベーター・エスカレーターで観光用のものを含む)		

※1 新築の建築物の報告時期は、検査済証の交付を受けた直後の時期を除く
 ※2 換気設備は、火気使用室・窓のない居室・集会場等の居室に設けられた機械換気設備のみ対象
 ※3 共同住宅の住戸内は定期調査・検査結果の報告対象から除く
 ※4 昇降機は、一戸建て・長屋・共同住宅の住戸内に設置したもの(例:ホームエレベーター)を除く

平成27年度～29年度の介護保険料を決定しました 保険料の段階は14段階から16段階へ

介護保険料は、3年ごとに見直しています。第6期介護保険事業計画の計画期間(27年度～29年度)の保険料基準額は、月額5,900円です。所得などの状況に応じて決まる「保険料段階と保険料」をお知らせします。**【問合せ】介護保険課推進係(本庁舎2階)** ☎(5273)4596・☎(3209)6010へ。

●所得が少ない方への負担軽減策

区はこれまで、所得が少ない方への負担軽減に取り組む、国の標準段階における負担割合(基準額に対する割合)よりも低く設定しています。

第6期では、介護保険制度の改正による消費税を財源とした低所得者層への軽減割合の拡大を活用し、第1段階の方の負担割合を0.45から0.4に引き下げました。ま

た、消費税が10%へ引き上げられる予定の29年4月からは、第1段階～第3段階の負担割合をさらに軽減する予定です。

●負担能力に応じた保険料段階へ

より負担能力に応じた負担とするため、所得段階を14段階から16段階に細分化し、「本人の合計所得金額が3,500万円以上」の「第16段階」を新設しました。

第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料(27年度～29年度)

※ 小数点第4位を四捨五入しています。

保険料段階	所得などの状況		基準額に対する割合	保険料		
				月額	年額	
第1段階	生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者		基準額×0.4	2,360円	28,320円	
	世帯全員が 住民税 非課税	本人が老齢福祉年金受給者				
第2段階		本人の課税年金収入金額と合計所得金額を合わせて	80万円以下	基準額×0.488※	2,880円	34,560円
	120万円以下					
	120万円超					
第3段階	本人が住民税非課税で世帯員が住民税課税	80万円以下	基準額×0.7	4,130円	49,560円	
第4段階		80万円超	基準額×0.8	4,720円	56,640円	
第5段階	本人が 住民税 課税	本人の合計所得金額が	80万円超	基準額	5,900円	70,800円
第6段階			125万円未満	基準額×1.1	6,490円	77,880円
第7段階			125万円以上250万円未満	基準額×1.2	7,080円	84,960円
第8段階			250万円以上375万円未満	基準額×1.4	8,260円	99,120円
第9段階			375万円以上500万円未満	基準額×1.549※	9,140円	109,680円
第10段階			500万円以上625万円未満	基準額×1.849※	10,910円	130,920円
第11段階			625万円以上750万円未満	基準額×2.088※	12,320円	147,840円
第12段階			750万円以上1,000万円未満	基準額×2.449※	14,450円	173,400円
第13段階			1,000万円以上1,500万円未満	基準額×2.9	17,110円	205,320円
第14段階			1,500万円以上2,500万円未満	基準額×3.3	19,470円	233,640円
第15段階			2,500万円以上3,500万円未満	基準額×3.5	20,650円	247,800円
第16段階	3,500万円以上	基準額×3.7	21,830円	261,960円		

★合計所得金額…年金・給与・不動産・配当等の収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類で計算方法が異なります)を控除した金額の合計です。(扶養控除・医療費控除・社会保険料控除・基礎控除等の所得控除をする前の金額です。土地・建物や株式の譲渡所得がある場合は、特別控除前の金額、繰越控除前の金額をいいます。合計所得金額と住民税の納税通知書の「総所得金額」や、扶養控除・社会保険料控除などを除いた後の「課税標準額」とは異なります。合計所得金額が0円を下回った場合は、0円とみなします。)

介護保険料のお知らせをお送りしました 今回お知らせした金額は仮計算したものです

27年度の介護保険料は、26年中の所得を基にした27年度の住民税課税状況から決定します。27年度の住民税は6月に確定するため、今回お知らせした金額は、26年度の住民税課税状況と27年4月1日現在の世帯状況を基に、改定後の保険料額を適用して仮計算したものです。

●年金から引き落とし(特別徴収)の方

年金から引き落とされる介護保険料の金額を、4月8日(水)に「はがき」でお知らせしました。4月・6月・8月は仮徴収額として引き落とされ、10月・12月・28年2月に引き落とされる本徴収額は、27年度の住民税決定後、7月中旬に改めてお知らせします。

●納付書または口座振替でお支払い(普通徴収)の方

介護保険料納入通知書を、4月15日(水)にお送りします。納付書でお支払いの方には、納付書を同封しています。4月22日(水)までに届かないときは、介護保険課資格係へご連絡ください。

4月～6月分は、仮計算した金額をお支払いいただきます。7月分以降の確定した金額は、27年度の住民税決定後、7月中旬に改めてお知らせします。

★3月中に65歳になった方

新宿区に転入した65歳以上の方等へ

次の方には、27年3月相当分(改定前の保険料を適用)の納付書も同封しています。4月分とともに、4月30日(木)までにお支払いください。

▶27年3月中に65歳になった方(昭和25年3月2日～4月1日生まれの方)、▶27年3月1日～27日に新宿区に転入手続きをした方、▶25年中の所得に変更があった方

★納付書でお支払いの方は口座振替のご利用を

保険料のお支払いには、納め忘れのない口座振替をご利用ください。本人名義のほか、家族名義の口座から引き落とすこともできます。納入通知書に同封の「預金口座振替(自動払込)依頼書」でお申し込みください。

※年金からの引き落としとして介護保険料を納めている方は、口座振替への変更はできません。

【問合せ】介護保険課資格係(本庁舎2階) ☎(5273)4597へ。



民生委員・児童委員を委嘱

4月1日付けで、次の方が民生委員・児童委員に委嘱されました(敬称略)。

【榎町地区】杉原博(山吹町36) ☎(3235)6973
【問合せ】地域福祉課福祉計画係(本庁舎2階) ☎(5273)4080へ。

認知症の相談学習会

●認知症介護者相談

【日時】5月11日(月)午後2時～4時
【対象】認知症の方の介護者等で心や体に悩みを抱えている方、3名
【会場】区役所第1分庁舎2階 区民相談室
【内容】専門医の個別相談(西新宿コンシェルリアクリニク精神科医師)

【申込み】電話で高齢者福祉課高齢者相談係(本庁舎2階) ☎(5273)4593へ。先着順。
●認知症・もの忘れ相談
【日時】5月21日(木)午後2時30分～4時30分
【対象】区内在住で「認知症の方を介護する家族ほか、各20名」
【費用】各回100円(交流会の茶菓代)

【申込み】電話で高齢者福祉課高齢者支援係(本庁舎2階) ☎(5273)4594へ。先着順。

「介護保険べんり帳」 「高齢者くらしの おたすけガイド」を お届けします

「介護保険べんり帳(介護保険制度の仕組みやサービスの利用方法を紹介)」と、今年新たに発行した「高齢者くらしのおたすけガイド(高齢者向けのサービスや窓口などを紹介)」をお届けします。ご利用ください。
4月21日(火)・22日(水)に発送します。届かない場合はご連絡ください。

【対象】区内在住で「最近もの忘れが多い」と心配のある方、4名
【内容】医師の個別相談(新宿区医師会認知症・もの忘れ相談)

【会場申込み】電話で四谷高齢者総合相談センター(三栄町25、四谷保健センター等複合施設4階) ☎(5367)6770へ。先着順。

●認知症介護者の学習会・交流会
病気の理解や対応、介護者の心理などを学びます。介護者同士の仲間づくりができる交流会も実施します。

【日時・会場内容】▼5月14日(木)午後1時30分～3時30分/百人町地域交流館(百人町2-18-21)：医師の講座「認知症という病気との向き合い方」
▼6月17日(水)午前10時～12時/西新宿シニア活動館(西新宿4-8-35)：ケアマネジャーの講座「介護者のための介護保険豆知識」

【対象】区内在住で認知症の方を介護する家族ほか、各20名
【費用】各回100円(交流会の茶菓代)

【申込み】電話で高齢者福祉課高齢者支援係(本庁舎2階) ☎(5273)4594へ。先着順。

【郵送の対象】
▼65歳以上の高齢者がいる世帯
▼40歳～64歳で介護保険の「要支援」「要介護」認定者がいる世帯

※特別出張所、高齢者総合相談センターでも配布しています。
【問合せ】▼介護保険べんり帳：介護保険課推進係 ☎(5273)4596・☎(3209)6010、▼高齢者くらしのおたすけガイド：高齢者福祉課高齢者福祉企画係 ☎(5273)4591・☎(5272)0352(いずれも本庁舎2階)へ。

編集委員を募集

【対象】18歳以上で原則として全...

協働事業の紹介冊子と一緒に作りませんか

区では、区民や事業者からの寄...

第3次子ども読書活動推進計画の達成状況

計画では、子どもの読書活動について目標値を定めています...

【問合せ】こども図書館(大久保3-1-1、旧戸山中学校) ☎(3364)1421へ。

Table with 6 columns: 目標(対象), 24年1月末基準値, 25年1月末, 26年1月末, 27年1月末現在値, 28年1月末目標値. Rows include library usage statistics and reading rates.

【申込み】電話かほか希望の内容...

【対象】①の講座を修了し、原則として...

【日時】4月26日(日)午後2時〜2時30分

【会場】北新宿生涯学習館(北新宿3-20-1)

図書館の催し
子ども読書の日
子どもの読書週間

母の日の花のアレンジ
【日時】5月2日(土)午後1時30分〜4時

【対象】中学生以上、40名(保護者同伴可)

【日時】4月29日(祝)午後2時30分〜3時30分

大久保図書館
【日時】4月29日(祝)午後2時30分〜3時30分

基礎から学ぶ
寄せ植え講座
【日時】5月6日(休)午前10時〜12時

【日時】5月14日(木)午後1時30分〜4時30分

【会場】北新宿生涯学習館(北新宿3-20-1)

シニア活動館の催し
信濃町シニア活動館

四谷の今と昔
【日時】5月9日(土)午前10時〜12時

【日時】5月10日(日)午後2時〜4時(40名)

【内容】初心者向け太極拳の講義と体験

西新宿シニア活動館
【日時】4月25日(土)午後2時〜3時

大久保地域センター
五月まつり
【日時】5月16日(土)午前10時〜午後3時30分

【日時】5月7日(木)午後2時〜4時(30名)

【内容】エンディングノートの書き方(講師は櫻井清一)

戸山シニア活動館
【日時】5月10日(日)午後2時〜3時30分(40名)

区民のひろば
【費用】申込み・お問い合わせ

【日時】5月8日(金)午後2時〜3時30分(30名)

【内容】歌舞伎の世界を楽しむ

志十郎・NPO法人伝統文化みらい塾
【日時】5月11日・25日、6月8日・22日

【日時】5月16日(土)午前10時〜午後3時30分

ヴィレッジ女神湖 (長野県立科町) 夏休み期間の利用抽選

【受付窓口】日通旅行(株)新宿区役所内営業所(本庁舎1階) ☎(5273)3881(月)～金曜日(祝日等を除く)午前9時～午後5時。土日曜日、祝日等は ☎(3573)8350(午前10時～午後6時)へ。

【利用期間】南(区民)棟・北(学校)棟とも7月15日(水)～8月31日(月)
【対象】区内在住・在勤の方と同行する方
【申込方法】受付窓口・特別出張所で配布の専用往復はがきでお申し込みください。利用抽選申込書欄と返信用ありを記入し、往復とも必ず切手を貼ってください(はがきは1グループ1枚。重複申し込みや受付期間以外の申し込みは無効)。

【抽選結果】当落にかかわらず通知します。5月7日(木)までに届かない場合は、受付窓口にお問い合わせください。
【当選した方】5月14日(木)までに受付窓口へ電話または直接、利用申請をしてください。期限までに申請がない場合は、当選結果(予約)は取り消しとなりますので、ご注意ください。
※抽選後の空室は、通常どおり「利用希望日」の2か月前の同日から2日前まで「受付窓口」で予約を受け付けます。
【区の担当課】教育支援課 教育活動支援係 ☎(3232)1058

新宿中央公園フットサル施設 4月25日(土)からインターネットで利用申し込みができます

電話・ファックスでの申し込みはできなくなります

●電話・ファックスでの申し込みはできなくなります
●利用申し込みは、これまで施設管理棟の窓口や電話等で受け付けていましたが、6月利用分(抽選予約は4月25日(土)、空き時間予約は5月20日(水))から、窓口のほか新宿中央公園のホームページ(http://www.parks.pref.tokyo.jp/shinjuku/)、新宿区ホームページから申し込みできるようにします。
※利用には事前に団体登録が必要です。
詳しくは、お問い合わせください。ホームページでもご案内しています。

【問合せ】新宿中央公園フットサル施設管理棟(西新宿2-11) ☎(5332)1623

協議会の 区民委員を募集

選考の結果は、応募者全員にお知らせします。作文は返却しませんが、選考以外には使用しません。

消費生活地域協議会

消費者教育の推進や、地域で消費者の安全を確保するための取り組みなどについて、区民の視点からご意見をいただきます。
【対象】区内在住で申し込み時に20歳以上の方、2名(区のほかの審議会等の委員を除く)
【任期】7月～29年6月(2年間)
【謝礼】協議会(平日の日中に年2回程度開催)に出席の都度、5千円

【申込み】原稿用紙に「新宿区における消費者教育について」をテーマとした作文(800字程度)と住所・氏名・電話番号・年齢・職業を記入し、5月15日(金)までに新宿消費生活館へ。

図書館運営協議会

区立図書館の運営や図書館サービスについて、図書館利用者の立場からご意見をいただきます。
【対象】区内在住の20歳以上で、区立図書館に利用登録がある方、4名(年齢は27年4月1日現在)
【任期】6月～29年3月
【報酬】協議会(平日の日中に年4回程度。初回は6月中旬～下旬に開催)に出席の都度、8千円

【申込み】原稿用紙に「区民に役立つ図書館サービスのあり方」をテーマとした作文(800字程度)と住所・氏名・電話番号・年齢・職業を記入し、5月10日(日)までに中央図書館管理係(〒169-0072 大久保3-1-1) ☎(3364)1421へ郵送(必着)または午前9時～午後5時にお持ちください(4月20日(月)・27日(月)、5月7日(木)は休館)。

在宅で安心して療養するための相談窓口の活用

さまざまな医療処置が必要でも、自宅などの住み慣れた生活の場で安心して在宅療養ができるよう支援しています。窓口での相談をご希望の方は、事前にお申し込みください。
●空き時間予約
空き時間の状況は、利用日の前月の15日からホームページで確認できます。
【申込開始日】
前月の20日
▼区民優先予約：利用日の前月の28日
※いずれも先着順で受け付け

在宅医療相談窓口

ケアマネジャー(介護支援専門員)の資格を持つ看護師が、看護や介護など在宅医療・療養に関する相談にお応えします。
【日時】月～金曜日午前9時～午後5時(祝日、年末年始を除く)
☎(3226)2237へ。

【電話相談・窓口相談の予約】 ☎(5312)9925
【がん療養相談窓口】
がんの療養に関する相談をお受けします。がんの相談の経験がある看護師・保健師などが対応します。
【日時】原則として毎月第4土曜日午前10時～午後2時(4月は25日、5月は23日)。日程は「広報しんじゅく(5日号7面)」などでお知らせします。
【会場】暮らしの保健室(戸山2-33、戸山ハイツ33号棟125)
【電話相談・窓口相談の予約】 ☎(3205)3114
【問合せ】健康推進課在宅療養支援係(三栄町25) ☎(5312)9925
☎(3226)2237へ。

リフォーム無料相談が始まります

【日時】原則毎月第4水曜日午後1時～4時(4月は22日。8月・9月・12月は休み)
※日程は、広報しんじゅく15日号7面の各種相談(下表)でお知らせします。
【主催・問合せ】新宿区住宅リフォーム協議会 ☎(3362)2161へ。

Table with 5 columns: 相談名, 実施日, 実施時間, 相談場所, 問合せ. It lists various consultation services such as '福祉', '子ども・教育', '住宅・建築', and '外国人相談' with their respective schedules and contact information.

応援します 新宿の 産業

ものづくり
中小企業
個人事業主
商店街

ものづくり産業を応援

ものづくり産業支援 事業補助金

●事業経費の一部を補助
します

区内で「ものづくり産業」に携わる中小企業・団体等の新製品・新技術開発事業、国内外の販路開拓事業、海外展開事業を対象に、事業経費の一部を補助します。今年度は5件を募集します。

●補助対象事業は審査会の審査で決定します。
【補助金額】1件につき100万円を限度(補助対象経費の3分の2以内)
【申込み】所定の申請書と添付資料を、6月12日(金)午後5時まで

新宿ものづくりマイスター 「技の名匠」認定候補者を募集

区内のものづくり産業の振興を目的に、他の模範となる方を「新宿ものづくりマイスター(技の名匠)」に認定しています。26年度は湯のし、和生菓子製造、和食調理、内装木質・アルミ建材等補修の各分野で活躍する4名を認定しました。

【対象】区内の事業所で飲食業、サービス業、製造業、食品を含む)に10年以上従事し、優れた技術を持ち、後進の指導に取り組んでいる方
【選考】現地調査・書類・面接により認定
【申込み】6月10日(水)まで

中小企業・個人事業主を応援

新宿ビジネス交流会

さまざまな業種の方と交流し、新たな事業展開のきっかけとしてご活用ください。

【日時】6月15日(月)午後2時~5時
【会場】区立産業会館(B1Z新宿、西新宿6-1-8-2)

【対象】区内の中小企業、個人事業主、50社
【内容】講演「60秒で惹きつける自己紹介・名刺交換のツボとコツ」(西川好美/㈱ソーシヤル・アライアンス専任講師)、区の事業紹介と企業支援事業の探し方、参加者の自社紹介(1企業1分)、交流会・名刺交換会
【共催】東京商工会議所新宿支部
【申込み】5月8日(金)まで

ビジネスアシスト新宿

中小企業の経営課題等の解決のため、中小企業診断士など多数の公的な資格をもった専門家を無料で派遣します。複数回利用でき、継続的に相談することが出来ます。

【対象】区内の中小企業、個人事業主、商店街等
【相談内容】事業計画・経営計画・マーケティング戦略の策定、経営管理、経営資源の充実と強化、創業後の経営安定化、後継者の育成、その他経営一般に関すること
【相談事例】
●売上を伸ばすために効果的な商品のレイアウト方法は?
●海外展開や販路拡大についてアドバイスしてほしい
●新規顧客を増やすため、直接店舗を見てアドバイスしてほしい
【申込み】所定の申込書をお持ちください。申込書は同係で配布

「商店街のにぎわい創出に向けた調査」にご協力ください

区内商店街の現況を的確に把握して課題などを分析し、今後の商店街振興施策の立案に活用するため、次の3つの内容の調査を実施します。いずれも4月中旬以降、調査票を発送します。調査結果の概要は、新宿区ホームページなどでお知らせします。

【対象・内容】①商店街調査：区内104商店会の商店会役員、②空き店舗オーナー調査：区内商店会の空き店舗のオーナー、③消費者動向調査：住民基本台帳から無作為抽出した20歳以上、3千名(無記名式)
※①②は、調査票の到着確認等について、区の委託業者から連絡することがあります。

申込み・問合せ

産業振興課産業振興係(西新宿6-1-8-2、BIZ新宿4階) ☎(3344)0701・☎(3344)0221へ。新宿区ホームページでもご案内しています。

新宿区議会議員選挙 4月26日(日)午前7時~午後8時

投票日当日に投票所に行けない方は期日前投票ができます。区内の住所にかかわらず、いずれの期日前投票所でも投票できます。

【日時】4月20日(月)~25日(土)午前8時30分~午後8時

【期日前投票所設置場所】区役所第1分庁舎1階ロビー・特別出張所(10か所)

【問合せ】区選挙管理委員会事務局(第1分庁舎3階) ☎(5273)3740・☎(5273)5230へ。



住民票の写し・印鑑登録証明書 自動交付機を一部休止します

システム作業のため、下表のとおり自動交付機を一部休止します。ご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いします。

【問合せ】戸籍住民課住民記録係(本庁舎1階) ☎(5273)3601・☎(3209)1728へ。

	5月2日(土)	3日(祝)	4日(祝)	5日(祝)	6日(休)
区役所 第一分庁舎	【稼働時間】 午前8時30分~午後9時			【稼働時間】 午前8時30分~午後5時	休止
地域センター (特別出張所等 区民施設1階)	休止				

※本庁舎の自動交付機は、閉庁日のため休止しています。

新宿区のPR冊子

グラフ新宿区を発行



区政・歴史・文化・くらしの現況を、カラー写真や統計データで視覚的・総合的に紹介する冊子です(32ページ。英語・中国語・韓国語訳付き)。

資料編(8ページ)には、新宿区のさまざまなデータをまとめました(英語版、中国語簡体字版・繁体字版、韓国語版も発行)。

【配布場所】区政情報センター(本庁舎1階)・特別出張所
【問合せ】区政情報課広報係(本庁舎3階) ☎(5273)4064へ。

4月26日は国民健康保険料の 休日相談も実施します

指定期限を過ぎても納付がない場合は、差し押さえなどの滞納処分を行うこととなります。
国民健康保険料を滞納している方は、この機会に相談においでください。同時に納付も受け付けます。
【開設時間】午前9時~午後4時30分
【開設場所・問合せ】医療保険年金課
納付相談係(本庁舎4階) ☎(5273)3873・4530へ。
※国保料催告センターから、電話で納付確認のご案内をしています。
※火曜日は午後7時まで窓口を延長し、相談・納付をお受けしています。

5月からの 日曜窓口開設日	
2月28日	3月27日
2月29日	3月28日
3月1日	3月29日
3月2日	3月30日
3月3日	3月31日
3月4日	4月1日
3月5日	4月2日
3月6日	4月3日
3月7日	4月4日
3月8日	4月5日
3月9日	4月6日
3月10日	4月7日
3月11日	4月8日
3月12日	4月9日
3月13日	4月10日
3月14日	4月11日
3月15日	4月12日
3月16日	4月13日
3月17日	4月14日
3月18日	4月15日
3月19日	4月16日
3月20日	4月17日
3月21日	4月18日
3月22日	4月19日
3月23日	4月20日
3月24日	4月21日
3月25日	4月22日
3月26日	4月23日
3月27日	4月24日
3月28日	4月25日
3月29日	4月26日
3月30日	4月27日
3月31日	4月28日

4月は 26日

第4日曜日の区役所本庁舎窓口開設

【開設時間】午前9時~午後5時

【開設場所】区役所本庁舎1階(国民健康保険・区税証明は1階に臨時窓口を設置)

※本庁舎1階の出入口をご利用ください。

取り扱い事務

必要書類や本人確認書類(代理人の場合は委任状と代理人の本人確認書類)等がないと、届出や証明書等の交付ができない場合があります。事前に必ず担当係へお問い合わせください。
※他の機関に確認が必要な手続きなどは、取り扱えない場合があります。

◎住民記録

●転入・転出・転居・世帯変更の届出(前住所の区市町村に確認が必要な場合は手続きできないことがあります。国外からの転入は取り扱いません) ●外国人住民の住居地届(在留カードまたは特別永住者証明書(在留カード等)へ切り替える前の方は外国人登録証明書が必要) ●住民票の写し、住民票記載事項証明書の交付(請求できるのは、ご本人か同一世帯の家族のみ。広域交付住民票の写しは発行できません) ●不在証明書の交付、印鑑登録申請・廃止の届出、印鑑登録証明書の交付(印鑑登録証(カード)が必要)、自動交付機の利用登録申請、住民基本台帳カードの申請・交付(電子証明書は発行できません) ●特別永住者に関する申請等

◎区税

●納税・課税(非課税)証明書の交付(申告等により税情報がある方のみ)
【問合せ】税務課収納管理係(本庁舎6階) ☎(5273)4139へ。

【問合せ】戸籍住民課住民記録係(本庁舎1階) ☎(5273)3601へ。

◎戸籍

●戸籍届書の預かり(届書の内容確認等は翌開庁日に行います) ●火葬・改葬許可証、区民葬儀券の交付、戸籍・除籍・改製原戸籍謄抄本、戸籍・除籍全部(個人)事項証明書、戸籍の附票の写しの交付(請求できるのは、その戸籍に記載されている方とその配偶者、直系血族(関係が確認できる書類が必要)のみ) ●身分証明書、不在籍証明書の交付
【問合せ】戸籍住民課戸籍係(本庁舎1階) ☎(5273)3509へ。

◎国民健康保険

●資格の取得(社会保険等資格喪失証明書が必要。扶養家族がいなく退職証明書でも代用可) ●資格の喪失(職場の健康保険証が必要)
●外国人の方は、在留カードまたは特別永住者証明書(在留カード等)へ切り替える前の方は外国人登録証明書とパスポートをお持ちください。
【問合せ】医療保険年金課国保資格係(本庁舎4階) ☎(5273)4146へ。